

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 条 例
鳥取県管境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- ◇ 告 示
字の区域の変更
生活保護法による指定医療機関の廃止
保安林の指定予定
廃川敷地の生成
- ◇ 公安告示
銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞
- ◇ 公 告
採石業務管理者試験の実施
- ◇ 正 誤
昭和六十年四月鳥取県告示第四百二十一号中訂正

条 例

鳥取県管境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を

改正する条例をここに公布する。

昭和六十年四月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十八号

鳥取県管境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県管境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「**仲卸店舗**」を

詰	所
仲卸店舗	

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、船岡町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年四月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域（昭和六十年二月二十日現在の地番による。）

大字郡家字小谷

大字郡家字小谷口の全域

大字郡家字向イ土居二四三の二、二四三の三、二四三の四、
二四三の五、二四三の六、二四三の七、二四三次一、二四
四の七、二四四の一一、二四四の一二及びこれらと一体を
なす国有地の一部

大字郡家字向イ
土居

大字郡家字向イ土居のうち二四三の二、二四三の三、二四
三の四、二四三の五、二四三の六、二四三の七、二四三次
一、二四四の七、二四四の一一、二四四の一二及びこれら
と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第四百四十四号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一
項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつた
ので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年四月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称 所 在 地 廃 止 年 月 日

勝部診療所 気高郡青谷町大字紙屋六一四 昭和六十年二月二十二日

鳥取県告示第四百四十五号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年
法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年四月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡東郷町大字白石字鉢伏山一・の二大字川上字式ノ畑谷三〇二の
一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び東郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百四十六号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県倉吉土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和六十年四月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

黒川水系に係る二級河川黒川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和六十年四月九日

三 廃川敷地の位置

東伯郡赤碓町大字篁津字上山之前五〇七一―一地先から同大字字山ノ前

四 八三―一地先まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 九、八七二・七六平方メートル

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十五号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年四月九日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十年四月十七日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

倉吉市東巖城町一四三番地

赤 松 忠 治

岩美郡岩美町大字大羽尾二二四番地

濱 口 幸 男

鳥取市丸山町二七六番地一二

有 本 勝 洋

公 告

探石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第14回探石業務管理者試験を次のとおり実施する。

昭和60年4月9日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験科目及び試験時間

試 験 科 目	試 験 時 間
ア 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。）	2時間30分
イ 岩石の採取に関する技術的な事項	

2 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 昭和60年6月4日（火）午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県職員会館第2会議室及び第3会議室

3 受験手続

- 次の書類を最寄りの土木事務所へ提出すること。
- (1) 受験願書
- (2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面、上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 4,400円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。

5 受験願書の提出期間

昭和60年4月22日（月）から同年5月11日（土）まで

6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

7 その他 受験についての詳細は、土木事務所に問い合わせること。

正 誤

昭和六十年四月鳥取県告示第四百二十一号（真たばこ消費税等の課税額の指定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤	正
六 下 五 の 真 内	下同の。の 真 内
六 下 六 下同の。有しな	下同の。有しな